

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

立科町の人口構造は、2010年には20歳代前半が少なく60歳以上の人口が多い「逆ひょうたん型」になっているが、2040年には全体的に人口が減少し、年代ごとの差が少ない「つぼ型」に変化すると推計されている。

また、立科町の年齢3区分人口の割合では、年少人口、生産年齢人口の割合は減少傾向で推移しており、一方、老年人口割合は増加を続けている。2010年には年少人口12.2%、生産年齢人口58.2%、老年人口割合29.5%となっており、以降も年少人口割合・生産年齢人口割合は減少、老年人口割合は増加していくと推測されている。

また、平成26年度の工業統計調査によると、立科町の製造品出荷額等は全体として約80億円となり、平成20・21年は減額になっていたが、平成22年からは徐々に回復し、増額を始めている。主な産業は、生産用機械などの製造業が立科町の基盤産業となっている。

そこで立科町としては、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内の生産性向上を図っていきます。

(2) 目標

立科町は、先端設備等導入計画の認定数について毎年2件以上を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上の向上を目標とします。

2 先端設備等の種類

立科町の産業は、多方面にわたるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

立科町の産業は、全地域にわたるため、本計画の対象区域は立科町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

立科町の産業は、広範囲にわたるため、本計画の対象業種・事業は全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国の同意日から3年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は基本的には3年間、4年間または5年間となります。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は認定の対象としない。
- ・ 雇用の安定に配慮すること。
- ・ 町税等を滞納している者は対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては、認定の対象としない。